

2018年8月24日（金）、大阪弁護士会の高須要子弁護士をお招きし、本学経営学研究科ビジネス法コース税法務プログラム大学院生ほかとセミナー交流会を開催しました（本学経営学研究科ビジネス法コース・税法務プログラム客員教授・柴由花先生「資産・事業承継税制集中講義ご担当」による招聘・35名参加、於 北浜キャンパス）。

平成30年7月、民法（相続分野）が約40年ぶりに大幅に見直されたことから、家族法の改正と相続税法について、講義が行われました。

高須先生：「資産・事業承継税務」講義風景



大阪経済大学：北浜キャンパス2018.08.24

改正法の骨子

- 第1 配偶者の居住権の保護（配偶者居住権の新設）
- 第2 遺産分割等に関する見直し（長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護する施策等）
- 第3 遺言制度に関する見直し（自筆証書遺言の方式緩和）
- 第4 遺留分に関する見直し
- 第5 相続の効力等に関する見直し
- 第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

改正法の目的

「高齢化の進展に対応」

残された配偶者が自身が死去するまで今の住居に住める「配偶者居住権」を創設し、生活資金を確保しやすくする。自筆証書遺言を全国の法務局で保管する制度の導入、紛失などのリスクを減らし、利便性を高める。

配偶者居住権

配偶者短期居住権と配偶者居住権

配偶者を保護することになる理由：

- ① 居住権（所有権の取得よりも評価が低い）を得られると、住まいを確保するために、住居の所有権を取得する必要はない。
- ② 遺産分割では他の遺産の取り分を増やし、老後の生活資金にあてることが可能
- ③ 生前贈与か遺言で贈与の意思を表示すると、住居を遺産分割の対象化から外す優遇措置。実質的に配偶者の遺産の取り分は増える。

配偶者短期居住権

新民法 1037 条～1041 条

遺産分割が終了するまで、無償で居住建物を使用できる

配偶者居住権

新民法 1028 条～1036 条

遺産分割等における選択肢の一つとして、終身または一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利。

長期間婚姻している配偶者の保護

新民法 903 条 4 項

婚姻期間が 20 年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、持ち戻し免除の意思表示があったものと推定し、被相続人の意思を尊重した遺産分割ができるようにする。

介護・看護をした人に報いる制度

新民法 1050 条

一定の要件のもとで、介護者は、相続人に対して金銭の支払を請求できる制度。遺産分割は相続人だけで行う。

配偶者居住権の税法上の扱い

① 配偶者短期居住権

- ・財産性：短期の居住利益。
- ・使用収益：投下資本の回収に連動する「収益」はない。課税関係を発生させない。
- ・譲渡できない。
- ・財産評価：具体的相続分に含まれない。
- ・必要経費等：修繕費や固定資産税等は、配偶者の負担。
- ・評価の変動（例、バリアフリー）：居住建物の価値の増加。

② 配偶者居住権

- ・財産性：登記により第三者に対抗できる。終身継続。したがって、財産性あり。
- ・使用収益：収益がある場合は、各種所得
- ・譲渡性：建物所有者への譲渡は認められる。取得費はどうか。
- ・財産評価：税務上の評価方法は通達で示されるのではないか。

以 上